

第2回さいたま市障害者政策委員会会議録

日 時：令和6年1月17日（水）14：00～

会 場：ときわ会館 5階 大ホール・オンライン

次 第

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 次期障害者総合支援計画案について
 - (2) さいたま市誰もがともに暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の改正について
 - (3) さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正について
3. 閉 会

配布資料

- ・ 第2回さいたま市障害者政策委員会 次第
- ・ さいたま市障害者政策委員会委員名簿
- ・ 資料1 さいたま市障害者総合支援計画2024～2026（令和6～8年度）案
- ・ 資料2 素案に対する主な意見及び素案以降の主な修正箇所一覧
- ・ 資料3 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（案）
- ・ 資料4 さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）
- ・ 資料5 令和5年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見

出 席 者

委 員・・・相浦委員、赤沼委員※、片桐委員、久慈委員※、栗原委員※、黒澤委員、駒崎委員※、小山委員、酒井委員、高濱委員※、遅塚委員、中塚委員※、藤崎委員※、松永委員※、茂木委員
※オンライン参加

事 務 局・・・障害政策課、障害福祉課、障害者更生相談センター、障害者総合支援センター
保健衛生総務課、こころの健康センター、精神保健課、福祉総務課、ひまわり学園総務課、育成課、特別支援教育室

欠 席 者

委 員・・・佐内委員、星委員、横島委員、横溝委員、渡邊委員

1 開 会

(松永委員長)

それでは、定刻となりましたので、令和5年度第2回さいたま市障害者政策委員会を開催させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、障害者政策委員会にご出席いただきありがとうございます。委員長の松永でございます。本委員会条例第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、今回の委員の皆様の出席状況および傍聴人の参加状況を、事務局から報告をお願いします。

(事務局)

はい、事務局でございます。

会場にご出席の委員7名、オンラインでご出席の委員8名、オンラインで参加の傍聴人2名です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

委員の過半数がご出席されておりますので、さいたま市障害者政策委員会条例第5条第2項の規定により、本日の会議は成立いたします。

続きまして、本日の会議でございますが、さいたま市情報公開条例第23条の規定に基づき、原則として一般の方に公開することとなっております。会議録及び、会議資料も公開となりますので、各区役所の情報公開コーナーにおいて、公表の予定です。

また、会議の傍聴を希望する方がオンラインで参加してございますが、傍聴を許可することよろしいでしょうか。

～ 委員了承 ～

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局より本日の資料の確認をお願いいたします。

(事務局)

はい、障害政策課の荒木でございます。

事前に送付をしております資料の確認をさせていただきたいと存じます。

1点目が「第2回さいたま市障害者政策委員会 次第」です。

2点目は、「第2回さいたま市障害者政策委員会委員名簿」になります。

次に

- ・資料1 さいたま市障害者総合支援計画2024～2026（令和6～8年度）案
- ・資料2 素案に対する主な意見及び素案以降の主な修正箇所一覧
- ・資料3 さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（案）
- ・資料4 さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（案）

・資料5 令和5年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見

以上、でございます。

なお、会議開催にあたりまして、委員の皆様及び関係各課の職員にお願いがございます。

聴覚に障害がある方への配慮といたしまして、手話通訳者の方が通訳しやすいように、ご発言いただく際には、ゆっくりと、そして、大きな声ではっきりとご発言いただきますようお願いいたします。

また、本日の会議は、対面とオンラインの併用開催となっております。ご発言いただく際は、実際に挙手していただくか、挙手ボタンを押すなどしたうえで、委員長から指名後にご発言ください。ただ、委員長や事務局が気づかない場合は、ご自身や気づいた方から音声でお知らせいただけますとありがたいと思います。

会場でご参加されている委員におかれましては、オンラインでご参加の方にも聞こえるように、マイクを通してご発言いただきますよう、お願いいたします。

オンラインでご参加の方におかれましては、ご自身が発言をする時以外は、ミュートに設定していただくようお願いいたします。

なお、ご発言の際は、どなたが発言されたかわかるように、お名前を仰っていただけますようお願いいたします。事務局からは以上でございます。

(松永委員長)

ありがとうございました。

2 議題（1）次期障害者総合支援計画案について

それでは、議題に入らせていただきます。

お手元の次第をご覧ください。

議題（1）次期障害者総合支援計画案について、事務局から説明をお願いします

(事務局)

はい、事務局でございます。

それでは、議題1 次期障害者総合支援計画案について、ご説明いたします。

資料としましては、資料1 さいたま市障害者総合支援計画2024～2026（令和6～8年度）案と資料2 素案に対する主な意見及び素案以降の主な修正箇所一覧になります。

はじめに、昨年8月の第1回障害者政策委員会から、これまでの計画策定にかかる流れをご説明いたします。

まず、第1回障害者政策委員会の委員の皆様からのご意見を踏まえ、素案を作成いたしました。委員の皆様からは、大変多くの貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

そして素案につきまして、9月に市議会への報告を行い、9月25日から10月24日にかけて、パブリック・コメントを実施いたしました。パブリック・コメントのご意見につきましては、原文の要約や分割、類似意見の集約を行い、資料2「素案に対する主な意見及び素案以降の主な修正箇所一覧」のとおり、まとめています。また、11月に開催されました地域自立支援協議会でいただいたご意見についても、あわせて掲載しています。なお、パブリック・コメントでいただいたご意見につきましては、ご意見に対する市の考え方等も含めまして、2月頃公表させていただく予定でございます。

これ以外に、市民会議でもご意見をいただいておりますが、主なご意見は資料4でお示ししております。

素案以降で、いただいたご意見を踏まえ、また、本市の他の計画との整合性を踏まえた修正を行いまして、資料1としてお配りしております、「障害者総合支援計画案」を作成いたしました。

それでは、計画案について、修正した箇所を中心に、かいつまんで説明をさせていただきます。また、説明にあたっては、資料2の一覧に掲載のある箇所を中心に、資料1の計画案を参照しながらご説明したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

資料2の項番1をご覧ください。年について令和何年、平成何年という和暦で表示していましたが、和暦のみだとわかりづらい箇所があるため、西暦を併記しました。

次に、項番6をご覧ください。資料1は42ページになります。第2章の事業一覧のページになりますが、上位計画である総合振興計画と関連する事業について、関連事業であることがわかるように、白い☆印を追記しました。51ページをご覧ください。実施事業①の前に白い☆があり、成果指標の表の右下には、総合振興計画のコード番号を記載しました。このように個別の事業説明の箇所にも同様に☆印を追記しています。委員の皆様からいただいたご意見に対して、総合振興計画との整合性の観点から修正できないと回答した箇所が複数ありましたが、総合振興計画自体の見直しのタイミングで改めて検討できるように、関連事業であることがわかるようにしたものにします。

次に資料1は51ページのままで②をご覧ください。資料2は項番8になります。パブリックコメントにおいて、「市民会議の意見を障害者政策委員会に報告することや、市民会議について、市民が政策立案に参画する場であることを明記すべき」といったご意見をいただいております。そこで、計画案には、「障害当事者参画の観点から」市民会議を実施すること、また、「意見は障害者政策委員会に報告すること」を記載しました。

次に資料1の67ページ⑬をご覧ください。また、資料2では項番26になります。パブリックコメントにおいて、素案に記載していた日中一時支援の「預け先」という言葉について、不適切であり「利用先」とすべき、というご指摘をいただきましたので、修正いたしました。

次に、資料1は67ページのままで、⑰をご覧ください。この⑰の前にケアラーに関する周知と研修に関する事業がありましたが、改めてその事業の内容を確認したところ、主に高齢に関する事業となっていました。そこで、高齢の事業や指標は、高齢の計画で進行管理等をしていくこととし、この計画からは削除することにしました。また、68ページの⑱には、介護者カフェや介護者サロンについて成果指標があったのですが、それも主に高齢に関する指標でしたので、同様に削除することにいたしました。素案では、ケアラーの周知について、高齢部門の事業しか掲載していませんでしたが、実際には、障害・高齢を問わず、ケアラー全般に関する周知も実施していますので、68ページの⑳ケアラー支援に関する広報・啓発という事業を追加することとしました。

次に資料1の97ページをご覧ください。資料2では、項番68～70になります。表の中の目標値について、素案の段階では、具体的な数値を入れることができず、埼玉県人数からさいたま市分を算出予定と記載していましたが。これに対し、パブリックコメントや自立支援協議会で埼玉県の数値ではなく、さいたま市の人数を基に目標値を定めるべきといったようなご意見をいただいております。今回の計画案でお示した目標値は、いただいたご意見を踏まえ、埼玉県の数値をそのまま使うのではなく、630調査におけるさいたま市の人数を基に、埼玉県の数値を参考に定めたものとなっております。

次に資料1の129ページをご覧ください。ここからは、素案の段階では省略していた、資料編になります。146ページをご覧ください。関連する法令を掲載するページになりますが、令和4年5月に成

立・施行しました障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を追加しました。

最後に152ページをご覧ください。用語解説のページになります。現行計画から追加した用語は、「音声コード、ケアラー、権利擁護、障害者生活支援センター、成年後見制度、ダウン症(ダウン症候群)、地域包括ケアシステム、ICT」になります。

素案から修正した箇所の説明は以上となります。

次に、11月に実施した市民会議で出された計画に関する主なご意見をご報告します。

資料5 令和5年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見 をご覧ください。かっこ【】の中の4桁の数字は事業コードになります。

まず、【1101】障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発について、普及啓発のための方法について、バス乗務員や学校を対象にしたらどうか、といったご意見をいただいています。

次に、【2100】ライフステージを通じた切れ目のない支援について、小学校に上がると療育が受けられなくなってしまうが、切れ目のない支援をしてほしい、といったご意見、特別支援学校の教室が不足している、といったご意見がありました。

【2301】グループホームの整備の促進については、実際にグループホームにご家族が入居しているという方から、不正があったグループホームでは粗末な食事が出されていたと報道されていたが、家族が入居するグループホームでもそうなのではないか、という心配する声がありました。また、専門性や質の確保が大事、といったご意見、重度・医療的ケアが必要な人・中度のグループホームがどれだけ増えているか加えて調査し、障害の重度・中度・軽度に分けて数字を出すべき、といったご意見がありました。

次に【2501】障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援について、人材は誰でもいいわけではなく、職員の給料を上げるなど待遇面の改善が必要、といったご意見がありました。

【3101】障害者等に配慮した情報提供については、視覚障害のある方からホームページに対するご意見をいただいています。

【3102】聴覚障害者への情報提供の充実については、要約筆記の普及についてのご意見、ビデオライブラリー事業や警察署や裁判所といった専門性の高い手話通訳・要約筆記の記載についてご意見をいただきました。

【3103】視覚障害者への情報提供の 充実については、情報取得に利用する機器の利用方法を習得できるようにするための施策を講じるべき、というご意見をいただきました。

【3402】福祉タクシー利用料金助成事業、自動車燃料費助成事業の実施 について、タクシー料金やガソリン代の値上がりに関連して、助成方法や助成額を改正してほしいといったご意見がありました。

【3501】障害者文化芸術活動の推進について、ステージ発表当事者団体の数について、ご意見がありました。こちらにつきましては、ステージ発表する会場の都合により団体数を増やせないため、計画上の目標値はこのままとしますが、発表する場を増やすことができないか、など、発表団体数を増やす検討をしていきたいと思えます。

【4100】防災対策の推進について、災害が起きた時の情報保障として、手話通訳者とあらかじめ協定を結んでおくことができないか、といったご意見がありました。

【その他】のご意見として、盲ろう者向け介助員、ダウン症、心の健康診断、自立支援医療の意見書取得のための補助、デフリンピックの広報について、ご意見をいただきました。

施策についてのご意見を多くいただいていたので、今後、各所管に伝え、施策推進の際の参考となるようにしてまいります。

市民会議でいただいたご意見の報告は以上になります。

計画案につきましては、このほかに表現や表記の統一など、文言の修正等を行っておりますが、本日は、お時間の都合上、説明を省略させていただきます。

今後は、本日皆様からいただくご意見を踏まえまして、2月中の計画の策定を目指し、手続きを進めてまいりたいと考えております。

次期障害者総合支援計画案についての説明は以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(松永委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に関しまして、何かございますか。

はい遅塚委員。どうぞ。

(遅塚委員)

遅塚でございます。

資料編の法令の確認をしておりましたら、令和3年度に施行の医療的ケア児支援法が入っていないようですが、いかがでしょうか。

(事務局)

障害政策課荒木でございます。

令和3年以降に施行された法律、ということで、障害者アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を加えさせていただいたところですが、今ご発言いただいたような医療的ケア児支援法についても、確かに掲載する必要が考えられます。

こちらについても新たに追加させていただこうと思います。

(松永委員)

ありがとうございます。承知しました。

では他にご意見、質問ございますでしょうか。

はい、酒井委員お願いいたします。

(酒井委員)

はい、酒井です。

2点ほど伺いたいと思います。

1点は先ほど事務局の方からもご説明いただきましたが、グループホームの支援の質、その点に係る問題についてです。今、社会的にもグループホームの注目が高まってきていると多くの方が実感してきているところですが、多くの関係者が、多くの問題があると問題意識をもっておられると思います。

自分自身の足元を考えても、グループホームというのは、職員の育成も、結局実際の現場はひとりで支援をするというようなそういう性格があるので、職員の指導にしても難しさがあるなと思います。これはなにか研修をひとつやれば改善するというようなものでもなく、色んな工夫が必要、重層的な取り組みをあれもこれも色んな地域からやっていかないといけない。複雑な難しいテーマだなと思っています。私共も利用者側も意見を出しながら一緒に質の問題を色んな手法で取り組めれば、ということ、自分自身の課題も含めて、思っているところです。

それからもう一点が災害に関することです。

先日の能登地震におきましても、自然災害の脅威を身に染みて感じているところですけど、今回の計画には間に合わなかったと思うのですが、是非今後時期の計画には盛り込んでいきたいと思いますと思うのは、個別避難計画であります。最終的にはおそらくおひとりおひとりを誰がどのように避難のお手伝いするのかということまで、できるようにしておかないと、あのような時には機能しないだろうと思いますので、是非個別避難計画の着手を進めていただければと思っております。

わたくしの知っている情報で、名古屋市の南区で個別避難計画の作成のモデル事業を始めたという情報を得ております。あとホームページにも出ておりましたので、是非そういうのも参考にさせていただきながら、次期の計画にあたって調査・研究をしていただければなと思っております。以上になります。

(松永委員長)

ありがとうございます。

事務局の方から何かございますか。

(事務局)

はい、障害政策課の大塚と申します。

グループホームの質ということでご質問についてご意見ということで頂戴したと理解しておりますが、お答えさせていただきます。

先ほど酒井委員からお話がありましたように、先だってグループホームの管理者を対象とした研修を今年度、開催させていただきました。

質というところに対する一つの取り組みであると理解しておりますとか、おっしゃっていただいたように、様々な観点で課題が出てきているということは承知しておりますので、実際、支援を受けていらっしゃる利用者様などからのお話をお聞きしながら、こちらにできる対応、対策というのは、今後も続けてまいりたいと思っておりますので、是非そちらのお話も含めてよろしくお願ひします。

(松永委員長)

2点目のご意見についていかがですか。

(事務局)

障害政策課、荒木でございます。

2点目の災害対応ですけれども、計画案の方の92ページ、防災対策の推進だったりとか、障害者の対策を載せさせていただいているところであるのですが、1月1日の午後の震災におきまして、やっぱり対応とか、必要な事業になってくるかと思っておりますので、こちらについても、個別避難支援プランに関しても、こちらの避難行動要支援者名簿の活用の方の方に若干、個別避難支援プランの作成を推進しますといった文言を記載されておりますので、こちらの事業を推進することも含めて、やっぱり今後の広域避難とか、いろいろ新たな課題が出てきたところですので、こういったものも含めて地域防災計画の中で新たに検討していくかたちになるかと、把握しておりますので、防災課等々も含めて、いろいろ協議を進めていければというふうに考えているところでございます。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。

他に、ご意見ご質問ございますでしょうか。

はい、中塚委員どうぞ。

(中塚委員)

この災害対策に関しましては、能登地震があつたりして、重要なことだと思います。

資料を見ていましたら、避難行動要支援者名簿の活用というのがあるのですが、そういう名簿というのはいまもうできているのでしょうか。どのようにして作るのでしょうか。

(松永委員長)

はい、事務局お願いします。

(事務局)

はい、福祉総務課でございます。

避難行動要支援者名簿は、さいたま市の方で既に作成がされておまして、毎年更新をしております。

作成にあたっては、高齢部門だとか障害部門のほうから、対象の方のデータをいただきまして、対象の方にお手紙を送ったり、お渡ししたりなどして、同意を得た方については、名簿に載せさせていただいております。以上です。

(中塚委員)

わかりました。

ありがとうございました。

(松永委員長)

ありがとうございます。

藤崎さん、どうぞ。

(藤崎委員)

はい、私はテキストデータで読んでいるのですが、資料2のパブリックコメントとかその会議の意見のところをずっと見ていましたが、視覚障害者に関する意見が結構ありました。その部分の回答を読んだのですが、おおよそ今後の参考にさせていただくような回答が多くて、これは前向きに受け取っていいのかなあと思うのですが、幾つか文面で、この場ではなかなか発言しきれない部分も書かせていただきましたので、後日でもいいので、事務局の方で、ご一読いただいて何かの機会にご回答をお示しいただけたらと思います。

その中の1つですけれども、毎回言っていてしつこいようですけれども、視覚障害者の地域生活支援事業の代読代筆に関してです。項目番号で言うと41番になるかと思いますが、この視覚障害の代読代筆に関しましては、以前の視覚障害者の団体長が委員であったころから、代読代筆支援に関しての政策を訴えてきております。

それで2021年3月の委員会だと思いますけど、ここの議事録にも計画支援をしていきますというふうなものが記載されているのですが、なかなかこの代読代筆支援に関しての事業が進まない状

況です。

それで埼玉県の現在行われています支援計画案の中にも、支援を行うというようなことが記載されているという情報も伺っています。全国的にも視覚障害者の団体の方から、代読代筆支援に関する事業、それから支援者の育成というものを進めるようにということの活動を進めております。

さいたま市におかれましても、代読代筆支援、視覚障害者にとっては、ホームヘルパーさんが来てちょっと読み書きをするというだけという問題ではなくて、とても重要な、なくてはならない事業、専門性の高い事業と考えておりますので、ぜひ今後、早く代読代筆支援事業、そして支援者の育成というものも、事業化していただきますように、切にお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

では事務局の方、ご対応お願いいたします。

(事務局)

障害福祉課地域生活支援係、金澤です。

ご意見ありがとうございます。

今、お話いただいたように、この件につきましては、以前からいろいろご意見をいただいている中で、まずは同様の答えになってしまうので恐縮ですが、本市におきましては、視覚障害者のある方たちだけで代読代筆サービスを受けるようにするにあたっては、障害福祉サービスである居宅介護において代読代筆サービスのみを目的とした支給決定を行っておりまして、そのサービス提供をさせていただいております。

ただ今ご指摘の通りですね、やはり代読代筆サービスの提供にあたっては、やはり専門的な高いスキルが必要になってくる中で、ヘルパーさんが、何も技術や知識がない中で提供していくというものではないということも、こちらのほうとしては強く認識させていただいているところですので、今後、その研修の内容につきましては、スキルの向上という意味で、他市の状況等も把握しながら勉強させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

以上となります。

(藤崎委員)

ぜひ、早めに進めていただくようにお願いします。

【藤崎委員からの書面意見】

①項番35 パブリックコメント

2400 相談支援体制の充実

ご意見 以下の、新しい実施事業を追記してください。

「視覚障害を専門とするワンストップの相談体制を整備し、国や福祉サービスなど必用とされる情報の周知をはかるとともに、就労やリハビリテーションなどの情報については、県、眼科医会等の専門機関と有機的連携を図り、視覚障害者の相談にあたります。」

回答 いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

●アンケートでも、視覚障害者がどこに相談していいかわからないという回答が多かったにもかかわらず、事業として追加いただけないのはなぜでしょうか？

視覚障害に対応できる専門家がなかなかいないので困っている視覚障害者が多いと思います。

(事務局後日回答)

本市では、視覚障害を含めた様々な障害のある方や御家族からの幅広い相談に対応するため、全区に障害者生活支援センターを設置し、区役所や障害福祉サービス事業所、医療機関等の関係機関と連携し、障害に関する悩みや不安を丁寧に伺いながら、福祉サービスの利用や不安の解消等に向けた支援を行っております。今後も、関係機関との連携を密にし、視覚障害者への情報の周知を図りながら、相談支援体制の充実に努めてまいります。

②項番41 パブリックコメント

2500 人材の確保・育成

ご意見 新規事業項目として、成果指標を設定し、以下の事業を追記してください。

「視覚障害者の地域支援事業、代読・代筆支援員を育成、確保します。」

回答 いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

●さいたま市は、2021年度の3月の政策委員会で、「地域支援事業として」代読・代筆支援事業を行うこと」を、回答しています。

視覚障害者団体としても要望しています。具体的な事業を進めてください。

(事務局後日回答)

本市におきましては、障害福祉サービスである居宅介護において、視覚障害のある方に対し、ご自宅で代読代筆サービスのみを目的とした支給決定をしており、サービスを提供しております。当事者団体の皆様や居宅介護の実施事業者等への事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

③項番49 パブリックコメント

3100 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

ご意見 以下の通り、修正してください。

「また、市からのお知らせや行政サービス、行政手続き、イベントなどの情報提供及び利用に当たっては、アクセシビリティを確保したホームページやSNS等の様々な媒体やICTの利活用を促進するなど、それぞれの障害の特性に応じた、誰もが利用でき、わかりやすいものとなるように努めます。」

回答 行政手続きの利用については、素案の「行政サービス」に含まれるものです。

●情報アクセシビリティ法に基づき、「障害特性に合わせた情報アクセシビリティの合理的配慮」を、素案の行政サービスに入れてください。

(事務局後日回答)

行政サービスにおける「障害特性に合わせた情報アクセシビリティの合理的配慮」については、該当箇所にその趣旨を含む記載をしております。

行政サービスなどの情報提供に当たっては、ホームページやSNS等の様々な媒体やICTの利活用を促進するなど、それぞれの障害の特性に応じた、誰もが利用でき、わかりやすいものとなるよう努めてまいります。

④項番50 パブリックコメント

3100 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

ご意見 以下の新規事業を追記してください。

「障害者が情報取得等に利用する機器の利用方法を習得できるようにするため、講習会の実施、相談への対応、支援者の育成、派遣等必要な施策を講じます。」

回答 様々な障害種別の方が参加できる研修会の実施方法等を含め、検討してまいります。

●視覚障害者の情報機器利用の習得には、教える側に高い専門性が必要です。また、大人数での講習は不可能で、ほぼ1対1での講習が必須です。

さいたま市が力を入れているSDGsに基づき施策を講じてください。

(事務局後日回答)

視覚障害のある方が機器の利用方法を習得することが、情報取得の面で有効であると認識しております。研修の実施については、国の制度や他市の状況を踏まえ、検討してまいります。

⑤項番51 パブリックコメント

3101 障害者等に配慮した情報提供

ご意見 以下の修正が必要と考えます。

事業内容後半の「ホームページにおける情報提供に当たっては対象が市の公式ホームページのみならず、市が管理するすべての公的機関(公共施設、議会、選挙管理委員会等)であることを明記する。

回答 市が管理するすべての公的機関が作成するホームページにガイドラインが準拠されるよう取り組んでまいります。

●ガイドラインへの準拠に関わることなので、市が管理するすべての公的機関(公共施設、議会、選挙管理委員会等)であることを明記してください。

(事務局後日回答)

市が管理するすべての公的機関が作成するホームページにガイドラインが準拠されるよう市内に周知してまいります。

⑥項番53 パブリックコメント

3101 障害者等に配慮した情報提供

ご意見 以下の修正が必要と考えます。

「J I S X 8 3 4 1 - 3 : 2 0 1 6 試験実施ガイドライン」に基づく試験を毎年実施し、①で示した全ホームページを対象とした「J I S X 8 3 4 1 - 3 : 2 0 1 6」の準拠率を成果指標として取り入れる。

回答 ガイドラインに準拠したホームページの作成・公開に努めます。

●成果指標は修正されるのでしょうか？現状のままでしょうか？

(事務局後日回答)

成果指標については現状のままとなります。

市が管理するすべての公的機関が作成するホームページにガイドラインが準拠されるよう庁内に周知を行うなど努めてまいります。

⑦項番55 パブリックコメント

3101 障害者等に配慮した情報提供

ご意見 以下の通り修正して欲しいです。

「障害者やその家族が利用できる福祉サービス等の情報を、各障害別に整理するなど、わかりやすく記載したガイドブックを作成し、区役所での冊子版の配布やホームページへの掲載により、障害者福祉施策の周知を図ります。

また、キーワード検索等で必要な情報が探せるように、視覚障害に配慮したアクセシビリティを確保したサイトや媒体によるガイドブックや市報さいたまを発行します。」

回答 いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。

●パブコメへの回答が続けて同じです。施策に反映して推進していくのでしょうか？

(事務局後日回答)

ガイドブックに関しましては、障害福祉サービス等の詳細を整理した冊子版のほか、視覚に障害のある方に配慮した点字版、デージー版、また、冊子版の内容をわかりやすく要約した概要版を作成しております。引き続き、障害福祉に関する情報を必要とされる方に適切に情報提供出来るよう努めてまいります。

また、市ホームページに関しましては、誰もが支障なく情報を取得できるようにWEBアクセシビリティに配慮したコンテンツの作成に努めます。

⑧項番58 パブリックコメント

3200 障害者の就労支援

ご意見 以下を追記してください。

「採用後に障害者となった人について、国や県等の適切な機関につなぎ、必要な職業訓練の機会の確保等円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策を行います。」

回答 障害の種別や先天的、後天的に限らず、その人に応じた案内をするよう努めてまいります。

●採用後に視覚障害者となった方々の離職が後を絶ちません。事実、東京都の職業訓練センターから、埼玉県の方について、問い合わせや支援の要請が入ると聞いています。

適切な労働の専門機関につないでいただきたいです。

(事務局後日回答)

いくつかある訓練機関の一つとして、都内にある訓練機関を案内することもございます。他にも、国立職業リハビリテーションセンターや埼玉障害者職業センター等も案内させていただいており、本人に応じた案内をするよう努めてまいります。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。

他にご意見ご質問ございますでしょうか。

ではないようですので、ただいまの計画につきましては事務局から説明がございましたように、2月中に策定ということになっております。

今から修正するのは難しいというものもございますが、いただいたご意見については、意見の趣旨を留意して反映させていただきたいと思います。

はい、どうぞ黒澤委員。

(黒澤委員)

手をつなぐ育成会の黒澤と申します。

今更修正は難しいというのは、十分承知しておりますが、私たち知的障害児の人たちの親亡き後はとっても心配なことで、その中でも支援拠点の話は出てくるのですが、進まない。進まないし、具体的なことがよく分からないという状況になっており、ここで111ページ、コーディネーターの役割の明確化や配置ってことが新しく記載されています。

この支援拠点のコーディネーターさんが軸になりまして、大きな課題になって親の亡き後を支える支援への課題になるのではないかっていうふうに捉えているところも多いので、コーディネーターの役割というのは誰に頼まれましょうか、っていうのは、市としてはどういうふうに捉えていらっしゃるのか、お聞きしたいなど。

お母さんが倒れた、お父さんが亡くなったというのは、このところしょっちゅう耳にする話題なので、いざという時に、誰が助けてくれるのか、誰がフォローしてくれるのかっていう意味では、コーディネーターさんというのは大きな役割だと私は思います。

そこは確認の意味もあって、訂正は無理だと思いますが、将来に向けてどんな風な展開を考えているのか、お聞きしたいと思います。

あともう1つですが、先ほどから防災を受けて、私もとっても防災は気にはなっていますが大きな課題なので、なかなか取り組みは難しいかなと思うのですが、今回見た中に、防災アプリが一言も出てなかったんですね。

さいたま市ではホームページでも大々的にPRされています。「市民のつどい」でもパンフレットを配布してしまして、防災アプリで、市の防災情報を受け取ってほしい、というメッセージが出ていました。

障害のある方もSNS等をお使いになれる方は、かなりの割合でいます。

あと視覚障害の方は、携帯をお持ちだったら読み上げアプリで防災情報を防災アプリから取ることが可能です。

ですから、防災の時は、できる方はご活用していただきたいと、一言入れていただければ嬉しいかなと思います。

以上2点について、ご意見いただければと思います。

(松永委員長)

ありがとうございました。

2点ですね、コーディネーターについてと、防災アプリの活用について、事務局、ご対応大丈夫でしょうか。

はい、お願いいたします。

(事務局)

障害福祉課企画管理係の岩澤と申します。

それでは、最初の地域生活支援拠点についてご回答いたします。

こちらにつきましては、各区に障害者生活支援センターがございまして、そちらに基幹相談支援センターとしての機能を追加し、地域生活支援拠点における地域の体制づくりの機能の強化に努めているところです。

その地域の体制づくりを進めていく中で、特に相談機能や緊急時の受入れ・対応機能というところが重要になってくるかと思えます。現在、コーディネーターの配置がされておきませんが、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行うコーディネーター機能は行っていますので、今後、地域生活支援拠点の整備を進めていく中で、コーディネーターの役割や機能といったところについては、引き続き検討していければと思っています。

以上になります。

(松永委員長)

ありがとうございました。

もう1つ、防災アプリの方はいかがですか。

(事務局)

はい、障害政策課荒木でございます。

こちらの災害の関係ですけれども、黒澤さんのご意見いただきまして、防災アプリに関しては、先月の「市民のつどい」とかでもPRさせていただいて、そちらに関しては、かなり有用なツールだと、私どもは認識するところですので、こちらはやはりPRをしていくべきだというような方に、インストール、アプリ活用していただくよう考えておりますので、一応、計画の記載のほうにもですね、案の93ページのところにちょっとだけ触れておきまして、93ページの上の災害時等に向けて確実な情報の発信、そのところに防災要請無線が増える、メールやアプリちょっとだけ触れてはありますが、なかなか分かりづらい表現になっちゃっていて、そこは防災に相談してみても、はっきり防災アプリと言った方が分かりやすいかなと思っておりますが、相談させていただこうと思います。

(事務局後日回答)

計画案の事業内容「災害時等における確実な情報の発信」の成果指標に、「防災アプリの累計登録件数」を追加しました。

(松永委員長)

ありがとうございます。

はい、相浦委員どうぞ。

(相浦委員)

はい。障害者支援施設しびらきの相浦です。

1点質問というか、数字のところですけども、92ページの②の要介護者、避難支援対策の推進のところで、福祉避難所開設訓練の実施回数ということで、3年間の数字が25回24回25回っていう形で、推移しているといいますか、これの合計値が福祉避難所の総数などとすると、計画的に超える実施ということだろうけど、数字が1回下がるので、ここだけ教えていただければと思います。

これに関連して、防災については酒井委員や黒澤委員がおっしゃっていただいたように、非常に私も関心が高い。

クールに捉えておりますが、個別避難計画が全員分出来上がるということが、本当に最終到達目標だと思いますけれども、それに向かっていくつか超えなければいけないハードルがあると思いますので、その中の1つとして、その避難先です。

避難先がどこなのかということも、おそらく、在宅の方というのは、確実に把握されている方は少ないのではないかなというふうに考えているところです。

ですので、計画策定の段階では、必ずそこが話題になると思いますし、私が今仕事をしている桜区では、一般の避難所と要望支援者優先避難所と地域避難所との住み分けというの、まだまだ明確になっていない中で、公民館が要配慮者として、優先避難所に指定はされておりますけれども、なかなか有事の際に限られた職員さんでそれを開設するのが、今は難しいという現状を伺っているところです。

一方で福祉避難所の数は増えてきているかもしれませんが、開設年どまりというところですので、どんな方達が避難をしてくるのかがあまり、イメージが湧かない中で開設訓練、実際に私たちも開設訓練の経験がありますけれども、今はそういう段階だと思いますので、やることは沢山あると思いますが、先進的にうまくいっている他の都道府県や市町村の事例もいくつか聞いていますので、そうしたところも参考にしながら、できるところから一歩ずつ、進めていっていただく間に、能登半島地震みたいに、いつ来るか分からないというのが災害ですので、でも一歩でも二歩でも進んでいけるように、計画上でも次期の計画ですけども、具体的なものをもう少したえるような、かたちにこの次の3年間もなるといいな思っているところです。

もう1点が、酒井委員もご指摘をされた、グループホームの質のところ、この市民会議の意見でも、このグループホームの質の部分についてのご意見が、一番項目としてはやはり多かったですよね。

誰もが今課題として認識しているというところだろうと思います。

業者さん、ご家族もそうですし、私たち事業者の立場でも、課題として感じる場所ですので、ぜひ次期の計画のときには、この資料1で言えば58ページになると思いますが、この基本目標の2に、質の高い地域生活の実現というのを、これ前からずっと掲げていると思うのですが、この質の高さっていうところを、どう施策で担保していくのかというところの視点を、次期の計画のときには、おそらく質の

高いって言う言い方をするときには、まず数が確保されないと、質の高い生活って実現できないよねっていうところから、スタートすると思うんです。

なので、足りない資源をまずは増やしていくっていう段階が、必ずあると思いますし、ここまではその意味では、順調にきているのだろうというふうに思いますけれども、今度、数がそろったときには、その質がどうだろうということ、本当に中身のことが問われてくる時期が来ると思うので、それがむしろ今なのではないかなというふうに感じているところです。

ですので、その他数の質をどう担保するかという具体的な施策が、次期以降には向かってくるといいのかなというふうに思います。

先ほど大塚さんがおっしゃった、その研修の実施っていうのは、1つの方策だとは思いますが、それだけではなくて、市の企画としてどう担当していくのか、具体的には、私は、実は指導監査がどう機能するかというのは、大きいところだと思っております、今回の計画で全体の計画までであった指導監査の件数の目標値が、今回からはなくなってしまったっていうのは、一委員の意見として、聞いていただければと思うんですけど、残念に思っているところです。

こうした市民会議等に出ている意見を一番身近でチェックする役割というのが、指導監査だと思いますので、これについては是非検討していただければなというふうに思います。以上です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

事務局の方から、ただいまのご意見に対しまして、ご返答ご回答、何かございますでしょうか。

(事務局)

障害政策課荒木でございます。

まず1点目のご質問いただいた、福祉避難所の開設訓練の見解、件数、目標数値ですけれども、今日は担当が来てないので後日、議事録の方で回答させていただきたいと思っております。

あと個別避難支援計画の関係ですけど、障害のある方たち含めての避難先、把握されて準備を進めるといったご意見、こちらは、担当になる防災課の方にご意見のほうを伝えさせていただきたいと思っております。

ただ、こちらの取り組みとしては、普段から備えるというかたちで、マイタイムラインの方を平常時から、作成するような形で災害時に備えるかたちで、取り組みを進めているところです。

そういったのも含めて、特に障害のある方に関して、なかなか自力で避難所どこだとか、避難ルートどこだとか、なかなか策定しづらい部分もあるかと思っておりますので、そういうのも含めて個別避難支援計画を進めるべきだという意見をいただいたところです。

こちららも防災課の方にお伝えさせていただきたいと思っております。

(事務局後日回答)

福祉避難所開設訓練の実施回数につきましては、令和6・7年度の目標値は既に総合振興計画実施計画(令和3～7年度)にて定めているため、当該計画を準用したものとなります。目標値の趣旨として、計画策定時の全避難所(当時97施設)に対し、1回/4年の頻度で訓練を実施するとしたものです。

今回、令和8年度の目標値を策定するにあたっても同様の趣旨で計画しておりますが、現在の避難所総数(101施設)も考慮し、目標値を25施設としたものです。

【参考】

	各年度の目標値（回数）					
	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
総合振興計画 実施計画 (R 3～7)	2 4	2 4	2 4	2 5 ※策定当時 の全施設訓 練完了	2 4	(未定)
障害者総合支 援計画（案） (R 6～8)	2 4	2 4	2 4	2 5	2 4	2 5

（事務局）

障害政策課の大塚と申します。

グループホームについて、ご意見ご質問ありがとうございます。

質というところ、なかなか切り口として、何を以てということも含めてではあるかと思うのですが、今回は来年の4月に向けて国においても、グループホームの昨今の対応等も踏まえて、地域の目を入れる仕組みであったり、そういうものが今検討されているところもあると聞いております。

そういった国の考える質というところ、あるいは地域の目を含めた取り組みなども踏まえつつ、支援者の方にも、現状をお聞きしながら、みなさんが安心して過ごせる場所としてのグループホームになるように、先程と同様になりますが、ご意見を聞きながら、こちらとしても必要な取り組みを進めて参りたいと思います。以上です。

（松永委員長）

ありがとうございます。

では可能な範囲で計画の方に反映させるよう、事務局の方にはお願いいたします。

（小山委員）

精神障害者家族会連絡会の小山と申します。

精神障害の領域はかなり問題点課題がいっぱいあるので、限られた時間でお話しする事はなかなか難しいのですが、2点、お話をさせていただきますと、65ページの心身障害者を支える地域包括ケアシステムの構築というところで、ここでアウトリーチが、ここに掲げられておりますけれども、今回で、10区を実施するというので、数年前から、少しずつ区を広げてくださっているのは、すごくありがたいなと思うのですが、今やってらっしゃるのは、本当に試験的に、ある一部の実施だと思うんです。

それを、実施は継続ということで、令和8年までそれが続くことでしょうか、それとも本当に実用化するための目的として、もう少し人数をふやすとか、もっと具体的な方向での実施を目指すってことでしょうか、そのところを確認したいなというふうに思います。

必要などころに、アウトリーチが届くようになるにはいつまで待てばいいのかなというの、私たち家族会全員の気持ちですから、そのところもう少し具体的にお話伺えれば良いなというふうに思います。

それともう1点ですけど、124ページの地域活動支援センターの件ですけども、そこはその区によって、かなりばらつきが、支援にばらつきがあるってことはご存じだと思うんですけども、そのところ、均すにはどうしたらいいのかっていう施策は、行政の方でお持ちでしょうか。

今のところ、かなり区によって、ここはできませんよ、ここはできますってところが、かなり差があるってことを、そこがすごく疑問に感じております。

いかがでしょうか。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

では、ただいまの2点につきまして、事務局お願いいたします。

(事務局)

こころの健康センターの戸矢です。

ご質問ありがとうございます。

アウトリーチ事業につきましては、来年度10区達成ということではあるのですが、今までのように丁寧に1件1件関わっていくというやり方から、ケース数を少しずつ増やしていきたいということもございます。

なので、10区達成したことで、事業のやり方を含めてもう一度評価し直しまして、もう少し広く、多くの方にかかわれるような形に少しずつ変えていけたらと考えております。

またその辺も含めて、ご報告をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

もう1つの方の、ご質問については、お願いできますか。

(事務局)

障害政策課の大塚と申します。

障害政策課では今、地域活動支援センターにつきましては、補助金を通じて、運営の支援というのは、行っている現状です。

おっしゃっていただいたところの具体的なところっていうのは、その種別と申しますか、そういうのが区によってばらつきがあるとか、そういったお話でよろしいでしょうか。

(小山委員)

そうですね。

居場所についてですけど、これまず、中央区、それから大宮区、それから浦和区、それから見沼区ですか、このブロックは、確かにいい場所があるそうです。

ですけど他の区は一切ないというようなことです。

それから、相談件数も、おそらくばらつきがすごくあるんだろうと思うんですけども、私たちが聞いても、なかなか対応が今ひとつというところと、そういう意味では、担当なさっている方の、ご都合もあ

るのかもしれませんが、ここにうたっている以上やはり均していただかないと、浦和区はすごくいいけれども、南区は対応できませんでは、やっぱりどうなのかなって、ここにうたっている以上、そこはちゃんと均していただきたいなっていうのがあるんですけども、どのようにお考えなのかなっていうふうに思います。

(事務局)

障害政策課の大塚です。

市内にある地域活動支援センターにつきましては、幾つかその障害の対象の方であったり、その施設によって、対象とされる障害種別などが違っていたりという現状あると思いますので、おっしゃるように、区によってお話を聞いていただけたところと、いただけないところがあるっていうところは、もちろん現状としてあるのかなと思っておりますが、ただご利用される方にとって、ご利用しやすい意味では、今おっしゃっていただいたような状況っていうのは、少しでも解消される部分もあるかと思っておりますので、実際の状況をこちらでも把握しながら、改善という言い方はあれかもしれないんですが、見直しができることについては、こちらでも徐々に確認しながら進めて参りたいとは思っておりますので、申し訳ないのですが、後で状況を教えていただければと思います。

よろしくお願いします。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

茂木委員どうぞ。

(茂木委員)

先ほど地域活動支援センターの活動ということで、私たち地域活動支援センターをしております、みなさんの支援をしておりますが、地域活動支援センターはⅠⅡⅢ型に分かれていて、やはり先ほどさいたま市の方おっしゃっていたんですが、障害によってやはり受け入れられる部分と受け入れられない部分とわかれていまして、私たちはⅢ型ですが、かなり小規模になりまして、やはり障害の重い方だったりとか、やっぱり本当にいろんな共生社会ということで、いろんな方たち受け入れられればいいんですけど、やっぱり専門職がなかなかない、職員もいないっていうことで、そういった部分で、診断結果を受けられない障害の方、精神の方は受け入れられない、身体の方が受けられるっていうのは、申し訳ないのですが、職員が少ないっていうのも、前々回かな、参加したときに問題になってはいますが、そういった意味で、受け入れてないってことで、ご迷惑かけている部分もあるのかなと、支援をしていて感じていることでございます。

以上です。

(松永委員長)

はい、ただいまご意見ちょうだいしましたが、大塚さん、いかがですか。

(事務局)

はい、障害政策課の大塚と申します。

こちら地域活動支援センターに関する手持ちの資料がなく、明確なお答えができなくて大変申し訳

ないのですが、各事業所の特色というかですね、強みであったり、そういうものは先ほどお話あったように、施設ごとに設けられているものとかもありますので、そういった部分も含み置きいただいた上で、ご相談されたことがあるようでしたら、こちらでお聞きしたりしながら、ご相談ということも可能と思いますので、そういった点も含めて、ご理解を深めていただきながら、ご利用の方を行っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

先ほど職員さんの方からお話ありがとうございました。また会議が終わった後に、何か細かいお話ございましたらぜひ、大塚さんの方にご意見どうぞ。

情報収集を兼ねてということだと思いますが、よろしくお願いいたします。

はい、片桐委員、よろしくお願いいたします。

(片桐委員)

はい、さいたま市立ひまわり特別支援学校PTA会長をしています片桐と申します。

この場にそぐわない話なのか、自分で考えながら、一つなにかこういう場にせっかく出させていたいただいたので、お願いできればと思ってお話させていただくのですけれども、先ほども災害時の避難のことについてお話がありましたが、小学生ぐらいの、まだ抱っこしたりおんぶしたりとかができるぐらいの体の大きさの子供だと、一番避難するときには早いのは、バギーを広げて乗せてっていうことをしているよりも、抱っこしたりおんぶしたりして避難するのが、たぶん一番安全で早いんじゃないかなというふうに思うんですが、市販で売っている赤ちゃん用というか、乳児用の抱っこ紐おんぶ紐だと、もうそれだとサイズが小さくて、障害者の展示、福祉展とかに行くとあるんですが、少し大きくなった子たちにも対応できる、オーダーメイドとかで作れる抱っこ紐おんぶ紐っていうのがあるんですけど、そういったものっていうのはやっぱり、特別に作ってもらうものなので、値段もかなり高額で、自費でそれを作るには、高いなというふうな印象を受けるものなので、さいたま市はそういった、補助が今のところつかないというふうにお聞きしているんですけど、他の自治体では、補助が出るっていうふうにも聞いているので、是非そういった抱っこ紐おんぶ紐、障害児対応のそういったものの補助金をぜひ出していただけるといいなというふうに思っておりますので、今後考慮していただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

(松永委員長)

すみません、事務局のご対応よろしくお願いいたします。

(事務局)

障害政策課荒木でございます。ご意見ありがとうございました。

今おっしゃられた件については防災部局になるのか、障害施策部局になるのかわからないんですけど、一応お伝えさせていただこうと思います。

(松永委員長)。

はい、片桐委員よろしいですか。はい、ありがとうございます。

では次に進もうと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

3. 議題（2）さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の改正について

（松永委員長）。

それでは、議題（2）さいたま市誰もがともに暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の改正について事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

はい、事務局でございます。

それでは、資料3「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例の改正について」をご覧ください。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことに伴い、本条例、通称ノーマライゼーション条例について所要の改正を行う予定でありますので、ご説明いたします。

まず、改正内容につきましては、従前は、教育や雇用の場面に限定し、「合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること」を差別と定義しておりましたが、今回、差別の定義に、場面を限定することなく、「市又は事業者が合理的配慮に基づく措置を行わないことにより障害者に不利益を与えること」を追加するとともに、その他規定の整備を行うものでございます。

施行期日は令和6年4月1日とするものでございます。

こちらの改正手続きにつきましては、令和6年2月に条例議案として市議会に提出する予定で進めているところです。

説明は、以上でございます。

（松永委員長）

はい、ありがとうございます。

ただいま説明につきまして、皆様の方から何かございますでしょうか。

よろしいですか。

はい、では次の議題に移らせていただきます。

4 議題（3）さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正について

（松永委員長）

議題（3）さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

はい、事務局でございます。それでは、ご説明させていただきます。

それでは、資料4「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を御覧ください。

議題2のご説明の中でも申し上げましたように、令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行

されます。そして、ボランティア団体や個人事業主などを含めた事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。

これを機に、国においても対応要領等、各種見直しが行われておりますが、「さいたま市職員における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」についても、対象の中に高次脳機能障害や難病を明記することや、イベント・講演会・講座等での留意事項を加えた改訂を行う予定です。

改訂項目は、「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）」の改正同様、国の改訂に併せた部分のみを予定しております。

改訂か所につきましては、下線部分です。

ここで、昨年11月に開催しました市民会議でいただいたご意見をご報告します。

資料5 令和5年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見の5ページをご覧ください。

2「対応要領」について、ということで、いただいたご意見を掲載しています。

第2条について「望まれる」ではなく、「推奨される」という文言を使用してほしいといったご意見をいただいております。積極的に取り組むべきであることがより強く伝わるようにといった趣旨かと思いますが、内閣府や厚生労働省の対応要領は、「望まれる」の表現を使用しているため、この部分はそのまま修正せず、この後ご説明する、「対応の基本」において、積極的に取り組むことを表現できるように検討したいと思っております。

次に第7条について、「建設的対話」について、ご意見をいただいております。「建設的対話」に関するスキルを身に着けるべきといった趣旨だと思っておりますが、第7条の今回追加する文言は、研修や周知の方法についての文言であるため、そのまま修正なしとします。ただし、今後の研修においては、建設的対話のスキルの向上のための時間をとれないか、など、研修内容を定める際にご意見を参考としたいと考えております。

次に、対応要領の中の「合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例」についてのご意見です。資料4の15ページの3行目の記載に対するご意見となっております。

抽選申し込みとなっている講座への参加について、抽選申し込みの手続きを行うことが困難であることを理由に、参加を事前に確保するよう求められた場合に断ることは、合理的配慮の提供義務に反しないとした例になります。この求めを受け入れることは、障害のない方と同等の機会の提供ではなく、それ以上の提供となりますので、そういったことを義務付けるものではないことを例示として記載したものです。いただいたご意見は、この対応要領の記載に対し、聴覚障害があり、手話通訳が必要な場合には、手話通訳の近くの席でないと情報保障にならない、といったご意見になります。こちらの記載は、もともとは内閣府の対応要領に倣ったものになりますが、ご指摘のあったような抽選後の情報保障席の確保や、抽選の申し込み手続きの補助の記載があった方がより分かりやすいとも思われますので、文言について修正するかどうか検討したいと考えております。

なお、本市では、この職員対応要領のほか、合理的配慮を提供する以前に必要な事項を記載した、「障害のある方への対応の基本」を作成しております。

この対応の基本につきましては、内容も多岐に渡り、法改正までに改訂するには時間が不足していることから、今後各種審議会及び市民会議での御意見を参考にしながら、必要に応じて時間をかけて改訂することを検討しております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

(松永委員長)

ありがとうございました。

皆様の方で、ただ今の発言につきまして、何かご質問ご意見ございましたら頂戴したいと思います。

(遅塚委員)

はい、遅塚でございます。

この改正案自体を直して欲しいという話ではないんですけれども、市民会議からのご意見にもありました通り、この差別解消における合理的配慮っていうものが、客観的な状況で一義的に決まるものではなくって、まず障害者の申し出があった後で、例えば言われた方の事業者さんは、市でもいいんですけれども、それぞれ都合があるわけなので、それを実際に対応しながら、お互いが納得できる落としどころを見つけていくっていうプロセスが実は一番大事なわけです。市民会議ご指摘のように建設的対話っていうことが、まず障害福祉も差別もよくご存じない一般の職員さんにも、まずはそういう考え方をご理解いただくことがとても大切だと思うので、この要領の中の別紙の留意事項の中には、確かに建設的対話についていろいろ触れていただいているんですけど、忙しい他の部署の職員さんも、なかなか全部しっかり読み込んでということは難しいでしょうから、今回の改正自体を反対するものではないんですけれども、その辺の考え方自体が職員に周知をなるべくされるような、対応要領になった方がいいなと感じております。以上です。

(松永委員長)

そうですね、周知とっても必要ですね。ありがとうございました。

他にご意見ございますでしょうか。

はい、小山委員、お願いいたします。

(小山委員)

すみません、小山です。

13ページですけれども、合理的配慮というのは、私ここ合理的配慮って、これが合理的配慮ですかって言いたいんですけれども、他の人に障害の部分・内容を知られたくない場合、精神障害者の障害の部分他の人に知られたくないと当事者が本当に思っているのかといいますと、思っていないです。

どういうことかと言いますと、知られたくないって言って、行政の方とか、一般の方が思っているから困っているのですね。

逆です。これをもし障害の部分とか内容知られたなくなったら、個室のほうに案内しますよって、当事者の方が言われたら、たぶん傷つくと思うのです。

そこのところをきちんとわかっていたきたいと思います。

(松永委員長)

ご意見ちょうだいいたしましたが、事務局いかがでしょうか。

(事務局)

障害政策課荒木でございます。

こちらのご意見ですけれども、こちらの13ページに書かせていただいているのは、ある程度の個人情報

報の保護的な部分の配慮というものも含めて書かせていただいている部分もあります。

ただ今おっしゃっていたような気持ちがあるっていうことを、研修等のいろんな場面でお伝えさせていただきたいとは考えております。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

酒井委員、ではどうぞ。

(酒井委員)

はい。

私も今の小山委員とすこし似たように思っていて、違和感あったところがありますのでおうかがいしたいのですが、配慮の具体例なんかの9ページ、一番上の知的障害のところ、見直すべきは相談室などに、できるだけ物を置かないように刺激を防止する、これはすごく違和感があります。

知的障害の人たちへの誤ったイメージを、むしろ差別を助長してしまうのではないかという印象すらあって、知的障害の方は皆さん普通におうちで暮らして、学校に行って、福祉施設でも別段なにか物を置いちゃいけないっていうところは、どこもありませんので、ここだけ何か刺激を減らすというのは、知的障害の人たちが物にすぐ反応してしまう人たちという悪い印象を与えてしまうような気がするので、少し再構していただければと思います。

(松永委員長)。

ただいまご意見いただきましたが、事務局お願いいたします。

(事務局)

障害政策課荒木でございます。

ありがとうございます。

確かに、言われてみれば非常にこれは違和感ある表現と受け取られかねない部分ですので、こういったかたちで、なにぶん我々市の職員のほうで、ある程度作っている部分もあるので、そういったかたちで気づかないところも、やはり配慮に欠けた表現してしまっている部分もあるかと思っておりますので、その都度ご指摘いただいて、ご連絡いただけると幸いです。またご意見いただければと思います。

(松永委員長)。

ありがとうございます。他にございますでしょうか。

はい、中塚委員どうぞ。

(中塚委員)

7ページの過重な負担の基本的な考え方についてですけれど、これはこれが過重な負担と判断するのは、その人に対応した窓口の職員でしょうか、それとも窓口の職員がその話を聞いて、その課で検討するのでしょうか。

それがどちらかなと思って、窓口の職員がもうこれは過重だって判断して、その場で断るのかな、どうなのかなというのを疑問に思いました。

はい、以上です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

ここの部分の解釈についてであります、事務局お願いいたします。

(事務局)

はい、障害政策課荒木でございます。

こちらの7ページ目に書かせていただいている、過重な負担の考え方ですけど、これも中に書かせていただいた通り、個別の事案ごとにいろんな要素を考慮して、具体的な場面や状況に応じて判断するってふうに書かれておりました、これは結構個別具体的に判断しなきゃいけない部分が多々あるので、もう単純にこれお金がかかるから、過重な負担であるとか、そういった簡単な答えが出るものではなくて、たまたま人が少ない時間帯で、対応できなかつたりすれば、過重負担になる場合もあるし、そういった場面やそれぞれの状況を受けて、個々に判断していくという部分になってきまして、非常に簡単に答えが出るというものではないので、やはりこれもその場その場に応じてできる対応を、今お話をさせていただいた建設的対話を通じて、着地点を見いだしていくってのが、一番重要なプロセスになってきますので、それをやってくださいという、そういったことをお願いするのが障害者差別解消法の趣旨になっていますので、その辺を注意深く伝えて、単純にAだとオーケー、Bだとバツとか、そういったものではないということをお伝えさせていただこうと思います。

ただやっぱり、難しいところではあるのですけれども。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

中塚委員よろしいですか、ただいまのご回答で。

(中塚委員)

私が聞いたかったのは、それを判断するのは窓口の人なのか、それとも、その課内全部で判断するのか、どっちなのかなと思ったんです。

だからそれも、個別のそのときの内容によるということですね。はい、わかりました。

対応した人によって判断が違うっていうことになれば、困ったことになるのじゃないかなと思ってお聞きしました。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。

他にございますでしょうか。では次に進みます。

5 議題(4)第2誰もが共に暮らすための市民会議の報告について

(松永委員長)

議題(4)第2回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について、事務局から説明をお願いいたしま

す。

(事務局)

はい、事務局でございます。

それでは、ご説明させていただきます。

議題4 第2回誰もが共に暮らすための市民会議の報告について、資料5「令和5年度第2回誰もが共に暮らすための市民会議における主な意見」を御覧ください。1ページから5ページの上段は、先ほどまでの議題でふれましたので、省略させていただきます。5ページの中段以降についてご説明いたします。

先ほども申しあげましたように、さいたま市職員向けの「対応の基本」については、各種審議会や市民会議でのご意見を参考にしながら改訂していく予定でございますが、はじめに、令和5年11月に実施した市民会議で「対応の基本」について、意見交換を行いましたので、ご報告いたします。

まず、【全体】についてのご意見として、この「対応の基本」が、きちんといきわたるように周知してほしい、といった内容のご意見をいただきました。また、そのための方法として、障害当事者が研修をする、モニタリングをする、市民にも公開する、といった、アイデアをいただいております。

次に、【対応の基本】として、困っている人がいたらまず助けること、ということや、よりよいコミュニケーションなど、基本的な心構えについてのご意見をいただきました。

その他に、障害別に留意点についてのご意見をいただきました。

いただいたご意見については、どのような文言で反映させるか検討した上で、今後、本委員会においても、改訂案としてお示しさせていただきたいと考えております。

次に、6ページ下段の「4 その他」をご覧ください。

市民会議の参加者の人数が減っていることについて、ご意見をいただきました。

今年度は、市報での掲載と昨年度の参加者への個別通知という方法により周知を行っていましたが、今後、周知先や周知方法を検討してまいりたいと考えております。追加する周知先としては、特別支援学校や障害者協議会を通じて障害者団体に周知などを検討していますが、その他に効果的な周知先がありましたら、ご意見をいただけますと幸いです。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

(松永委員長)

ありがとうございました。

ただ今の説明に関しまして、何かございますか。

(松永委員長)

はい、酒井委員、お願いします。

(酒井委員)

はい、酒井です。

市民会議、私はほぼ毎回出席させていただいております、やはり皆さん人数が減ってきていることを、もちろん気にかけていらっしゃる方が多くいます。

減ってきている理由は、1つではないとは思いますが、減ってきている理由の一つに、私が思うに、市民会議の中で出された意見が、どのようにさいたま市の施策に反映しているのかということも、

繋がりが非常にわかりにくい。

やっぱり変わらないということが、毎回毎回重なっていくと、だんだん皆さん参加しようという意欲が失せていくのではないかなという気がしています。

もちろんすべての皆さんの希望が、叶うということは考えにくいとは思いますが、こういうご要望、ご意見の心配がある中で出された意見が、こういうかたちでその計画やいろんな施策に繋がりましたよというようなことを、もう少しわかりやすくお示しいただくと、皆さん市民会議へともうちょっと繋がっていくのじゃないかなという気がしております。

いつも市民会議の最初にご報告をいただくのですが、話し言葉でのご報告がずっと繋がっていることが多くて、参加される方の中には、知的障害の方や、高次脳機能障害の方もいらして、話し言葉でずっと繋がっていく資料があっち見てください、こっち見てくださいというのは、なかなかついていけないという方もいらして、例えば、もう少し見える化というのでしょうかパワーポイントみたいなものを使っていただいて、代表的なこういう意見があつて、この意見はこういうかたちで、障害者総合支援計画のなかに盛り込まれましたとか、もう少し伝え方の工夫も含めて、こういう場や計画や、どう市民会議がどう繋がっているのかということが、見やすくしていただくと、良いのではないかなというふうに感じております。

市民会議は、とてもさいたま市の素晴らしい制度の一つだというふうに思っていますので、この市民会議がもっと発展するように、いろいろ運用の工夫でを、もっとしていただければなと思います。

(松永委員長)

はい、貴重なご意見ありがとうございます。

事務局の方はいかがでしょうか。

(事務局)

はい、障害政策課荒木でございます。

酒井委員、ご意見ありがとうございます。

おっしゃられた通りわかりやすい資料とか、誰もがずっと頭に入ってくるような説明だったりとか、我々の方も、特に法律の説明とか、今回のような計画の説明とかなってきちゃうと、どうしても資料も、今日みたいに分厚くなったりとか、堅苦しい表現で解説したりとかする部分もあるので、その辺やっぱり、今後も気をつけて進めていきたいと思えます。

あとやっぱり施策に繋がったというのが、やっぱりこの市民会議の肝の部分になってくると思えますので、そういったところも、よりわかりやすく、そういったものが見えるような形で、資料を作ったりとか、ホームページとかに上げるとか、やり方等も研究していきたいと思えますので、引き続きよろしく願いいたします。

(松永委員長)

ありがとうございます。

他にご意見ございませんでしょうか。

5 議題 (5) その他

(松永委員長)

はい、では、決められました議題については以上になりますが、次第の(5)番、その他として、委員の皆様から何かございましたら、今の時間でもお願いいたします。

はい、高濱委員どうぞ。

(高濱委員)

はい、前は日本版DBSの話出したらば、国の方が先に動いちゃったのですが、埼玉県・さいたま市絡みの非常に悪質なっていうかですね、性的被害とか職員によるっていうのが、本当に次々ニュースになったりしている状況ですけど、これについては、何か事務局として、何か特別の動きとか対策とか、考えておられるでしょうかっていうことだけお聞きしたかったです。

(松永委員長)

はい、事務局お願いいたします。

(事務局)

障害政策課の大塚と申します。

先ほどお話しいただいたように市独自という形で、具体的にお示しできるものっていうのは現時点ではないのですが、国の方での動きに合わせた形にはなるのですが、国の方で障害児の通所事業所に関して、性被害防止対策を行う事業所に対して、その設備の補助みたいな制度を示されておりまして、さいたま市においても、そういった設備を導入される事業者に対して、補助等の実施の現状実施していく方向で今考えているところでございます。

以上です。

(高濱委員)

ありがとうございます。

今ピントがずれちゃったのですが、暴力とか、職員による、一番の問題はその人がまた続けているんなどこでやっているっていうことがですね、こないだも課題だったのですが、まさにそれが次々ニュースになっているのですよね。

そのことについてっていうことです。

(事務局)

申し訳ありません。

今おっしゃっていただいた趣旨で言いますと、すみません、市独自で何か現状でと感じになると、施策なり、対応取り組みっていうのはない状況になっております。

以上です。

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

高濱委員よろしいですか。

(高濱委員)

はい、大丈夫です。

やってないってことがわかったので。

(松永委員長)

はい、ありがとうございました。

他にないようでしたら、これで一応すべての議事は終了とさせていただきます。

では最後に、事務局より事務連絡どうぞお願いいたします。

(事務局)

はい、事務局でございます。

次に、次回開催日程ですが、3月14日木曜日の開催を予定しております。

議題について詳細が決まりましたら改めてご連絡させていただきますので、ご協力よろしくお願いたします。

それと、本日ズームオンラインの開催で、不手際がございまして、大変申し訳ありませんでした。

今後このようなことがないように、準備を進めていきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

6 閉 会

(松永委員長)

はい、ありがとうございます。

以上をもちまして、第2回さいたま市障害者政策委員会を閉会とさせていただきます。

今回もとても貴重なご意見、様々に出していただきまして、ありがとうございました。

また次回もどうぞよろしくお願い申し上げます。

閉会でございます。